令和４年３月改訂

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項 | 新 | 旧 | 修正理由 |
| 101719214145484955178191218314325408449463497502508 | 一般対策計画第１章　総　　　則第５項　災害対策本部の組織3　分担任務等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部名 | 部　長担当職 | 班名 | 班　長担当職 | 分掌事務 |
| 企画部 | 企画部長 | 企画防災班 | 企画防災課長 | ９　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の決定・伝達に係る事務に関すること。 |
| 人事班 | 人事課長 | １　災害対策関係職員の人員及び配置状況のとりまとめ２　災害関係職員の給食３　応援職員の受入れに関すること |
| 教育部 | 教育委員会事務局長 | 教育総務班 | 教育総務課長 | １　学校関係施設の応急対処、被害状況調査及びとりまとめ（削除）（削除）２　文化財の被害状況調査及びとりまとめ３　文化財保護センターの被害状況調査及びとりまとめ４　教育関係義援金品の受付等５　駅北庁舎の被害状況調査及びとりまとめ６　帰宅困難者等の駅北庁舎への一時退避対応に関すること７　教育部内の調整 |
| 食育推進班 | 食育推進課長 | １　学校給食調理場の被害状況調査及びとりまとめ２　罹災者給食の応援 |

第２章　災害予防計画第１項　防災協働社会の形成推進２　推進体制（３）男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。（４）関係機関と連携した防災対策の整備平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。　　　　　　　　　　　　（６）感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進　　　市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の視点を取り入れた防災対策を推進するものとする。第２項　災害危険地域調査等の計画２　計画の樹立市は単独又は共同して危険地域調査結果の想定被害に対して、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。とりわけ水害対策においては、県が設置・提供する水害危険情報図等を活用し、最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定し、その周知に努めるものとする。第３項　治山、治水事業計画４　砂防事業、地滑り防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策（１）砂防事業　　　水系における砂利採取の抑制と流路内の土砂石礫の運動形態を規制するための砂防工事の実施を要望し、洪水流量の軽減と河状の安定をはかる。（２）地滑り防止対策事業　　　地質、地形、降雨量等との関係から地下水が湧水し、地滑り、山崩れのおそれのある危険地域の調査を励行し、危険度の高い地域について治山事業又は地滑り防止対策事業の実施を要望し、災害予防の万全を期するものとする。（３）急傾斜地崩壊防止対策　　　傾斜度30°以上、急傾斜地の高さが５m以上のもので、急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある箇所については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）により災急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、行為の制限をすることを要望するとともに、防災処置の改善勧告、処置の命令等を行い、必要な箇所については、崩壊防止工事を実施するものとする。（４）土石流防止対策　　　土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、５戸以上の人家（５戸未満でも官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場合を含む。）に被害の生ずるおそれがあることとされた渓流をいう。土石流危険渓流については、砂防指定地の指定、砂防工事の推進を要望する。また、危険度の高い渓流について、表示等を実施し、関係住民の警戒避難体制の整備を図るものとする。第６項　防災教養訓練計画　　　市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の充実に努めるものとする。各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活躍を図るものとする。住民に対する防災知識の普及と防災業務従事職員に対する知識、技術の修得、訓練の実施は次による。２　訓練（２）総合訓練　　　市本部は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度１回災害が予想される季項前において、概ね次の対策を結合して訓練を実施するものとする。また、土砂災害を対象とした訓練を年１回以上実施する。（４）その他の訓練　　　市及び防災関係機関は、応急対策を実施するために必要な事項について関係機関と緊密な連携をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。　（イ）災害警備　（ロ）気象警報等の伝達（ハ）災害応急対策活動従事者の動員（ニ）災害情報等の収集及び伝達（ホ）道路交通対策及び緊急輸送対策（ヘ）土砂災害対策（ト）情報連絡員や応援職員等の派遣（５）部門別避難訓練第８項　自主防災体制の確立４　各自主防災組織の防災計画の作成ウ　災害発生時の活動（エ）避難誘導 …… 避難情報　の伝達、避難所、経路の安全確保第９項　情報体制の確立１　市防災行政無線通信施設の整備（２）移動系無線通信施設　　ぎょうせいたじみ　　基地局　　：市庁舎企画防災課　　　　　　　　　　　　陸上移動局：　　　 　　可搬２局、携帯20局、IP無線20台第10項　業務継続体制の整備大規模災害等発生時には、行政機関の庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。また、企業の事業継続及び早期再建は、県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与える。そのため、行政や企業は大規模災害等発生時の被害を最小限にとどめ、災害時に必要な業務の継続、予防対策を進める必要がある。１　行政機関の体制整備（１）自然災害に対する体制整備市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し　　、業務継続性の確保を図るものとする。（２）新型コロナウイルス感染症に対する体制整備　　　市は、新型コロナウイルス感染症の脅威から市民の生命及び健康を守り、安心・安全を確保するため、あらゆる手段を用いて感染を予防することはもとより、市組織内において感染者が発生し、職員が出勤困難になった場合であっても、市民生活に及ぼす影響の最小化に最大限努め、市政を適切に継続する必要がある。よって、市職員の感染等による出勤困難者発生時の人的資源が制約された状況での業務継続性の確保のため、新型コロナウイルス感染症に特化した業務継続計画を策定し、運用するものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等　　　　を行うものとする。第２項　職員動員計画１　災害対策本部（１）職員の心構え（２）職員の動員方法（３）退庁時における職員の動員２　新型コロナウイルス感染症対策本部多治見市新型コロナウイルス感染症対策本部における職員の配置は、本計画の定めるところによる。（１）市職員の心構え　　　市職員は、組織内感染の防止及び感染拡大防止策の徹底を図る。また、濃厚接触者に指定されないよう、職員個人の感染しないための対策を徹底することとする。（２）業務継続性の確保市組織内において感染者が発生し、職員が出勤困難になった場合であっても、市民生活に及ぼす影響の最小化に最大限努め、市政を適切に継続する必要がある。市職員の感染等による出勤困難者発生時の人的資源が制約された状況での業務継続性の確保のため、あらかじめ職員の出勤状況に関らず継続しなければならない業務と業務毎に優先順位を定め、職員の人員配置等について計画を定めておくものとする。第３章　災害応急対策第６節　罹災者救助保護計画第２項　避難計画災害から人命、身体の保護、または災害の拡大防止のため特に必要があると認められる時、避難の　　　　　指示の責任者等は住民等に対して、避難の　　　　　指示を行う。避難の　　　指示及び誘導並びに避難所の開設、収容は次によるものとする。１　実施責任者　　避難のための立ち退きの指示　　　及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容は、次の者が行う。（削除）（１）避難の指示　（２）指定避難所の開設、収容避難の指示　　　（高齢者等避難　　　　　を含む。以下同じ。）から指定避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示　　者が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容は、災害救助法を適用する災害にあっては市独自の応急対策として市長が実施するものとするが、本計画の実施者は緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。２　避難の指示　　　　　避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。（１）避難の指示　　者　　イ　市本部長（多治見市長）　　（ａ）洪水及び地すべりに伴う避難　　（ｂ）その他の災害に伴う避難　　　　　ただし、緊急を要する場合等で、現地において直接指示　　を行う必要があるときはその場所で活動中の消防部員等が直接行うものとする。　　ロ　県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた職員）　　　　水害及び地すべりに伴う避難　　ハ　警察官及び災害派遣中の自衛官　　　　全災害についての避難（２）避難情報　　　の発令基準緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難　　　　　　　　　　の発令基準は、国により示された「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定）に沿って、できる限り数量的に判断できるような具体的な内容のものとし、洪水予報河川等及びそれ以外の河川等について、別途これを定めるものとする。避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより住民の積極的な避難行動の喚起に努める。（３）避難の周知徹底者　　　市本部における避難の周知徹底は、秘書広報班（広報担当）が各避難の指示　　　者の通知に基づいて行う。　　　ただし、現地において指示　　　を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は指示　　者が直接行うものとする。３　注意喚起及び緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の発令市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対しては避難準備情報を伝えることにより早めの避難を呼びかけ、さらに、風水害の被害のおそれが高い区域については、健常者など一般市民に対しても、状況に応じて、早めの避難行動の開始を求める旨の情報発信を行うこととする。また、災害による危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、指示　　　者は避難のための立退きを指示する　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ものとする。　　なお、指示　　　に当たっては、次の事項（以下本項において「指示条件」という。）を明示するものとする。　イ　指示　　　を行う地域、対象　ロ　避難すべき時間等　ハ　指定避難所及び避難経路　ニ　誘導者名　ホ　避難に当たっての必要事項又は参考事項８　指定避難所の指定（１）指定避難所は、概ね次の場所（資料編「９　一般災害時の指定避難所・指定緊急避難場所」）から災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して設置するものとする。また、指定避難所の災害による利用可否がある場合は、そのことを市民に周知し、利用できる指定避難所を開設するものとする。なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化や、指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。10　避難所運営マニュアルの策定市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。市及び指定各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。12　広域避難市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。第３項　食糧供給計画６　炊出しの方法　　炊出しの方法等は、おおむね次の要領で福祉班が施設の管理者と協議して定めるものとする。（１）学校給食調理場の利用　　　学校給食調理場として、下表の施設を利用するが　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　、災害によっては大量な湯沸しが可能な学校の施設を利用して市本部が直接行うものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名 | 炊出し能力（副食のみ） | 所在地 | 平時の運用 |
| 川北 | 食育センター | 5,000食 | 姫町6丁目1番地の10 | 直営 |
| 川南 | 昭和小学校近接校対応調理場 | 1,500食 | 平和町4丁目180番地 | 委託 |
| 養正小学校近接校対応調理場 | 1,000食 | 平野町2丁目80番地 | 委託 |

第６項　要配慮者・避難行動要支援者対策２　避難行動要支援者対策（４）個別避難計画　　　市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。（５）避難のための情報伝達災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難　　　　　　　　　の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。≪情報伝達手段≫・防災行政無線・防災アプリ・電子メール・コミュニティＦＭ放送・聴覚障がい者へのＦＡＸ・広報車・区長・町内会長連絡・多治見市ホームページ　等（６）避難支援等関係者の安全確保（７）要配慮者利用施設の災害予防本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水又は土砂災害に係る避難確保計画を作成し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。市は、警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。（８）外国人等に対する防災対策地震対策編第２章　地震災害予防対策第１節　自発的な防災活動の促進第１項　防災協働社会の形成推進２　推進体制（１）「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、県と連携して「災害から命を守る岐阜県民運動」を全世代に向け展開していく。ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるため、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げを図る。第２節　迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）第２項　広域応援体制の確立大規模災害にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前にこれを想定したきめ細かな取決めをした広域の応援体制を多重的に整備するものとする。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう受援体制の整備に努める。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。１　広域相互応援（４）市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。４　応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。第３章　地震災害応急対策第３節　民生安定活動第６項　保健衛生対策第１　清掃（４）廃棄物等に係る連絡体制の構築市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害 廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。（５）災害廃棄物の処理第６章　南海トラフ地震に関する対策第１節　総則第２項　被害想定平成24年度に内閣府が実施した「南海トラフ巨大地震の被害想定」及び岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」が公表され、本市において予想される予想地震動、建物被害、人的被害等については以下のとおりである。第10節　防災訓練計画１　市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織との強調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。事故災害対策編第１章　事故災害対策第５節　原子力災害対策第１項　総則３　計画の性格（２）計画の修正に際し遵守すべき指針この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定、令和３年７月21日最終改定。以下「指針」という。）を遵守するととともに岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。５　計画の基礎とすべき災害の想定（２）対象となる原子力事業所ア　敦賀発電所（岐阜県周辺の原子力事業所位置図「１」）（削除）イ　高速増殖原型炉もんじゅ（図「３」）ウ　美浜発電所（図「４」）（３）近県に所在する原子力事業所オ　原子炉廃止措置研究開発センター（図「２」）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 |
| 発電所名 | 原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」） |
| 所在地 | 福井県敦賀市明神町 |
| 距離 | 市庁舎から約111㎞。県境から26㎞ |
| 号機 | － |
| 電気出力 | 16.5万kW |
| 原子炉型式 | 新型転換炉 |
| 熱出力 | 55.7万kW |
| 燃料種類 | 二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 |
| 運転開始 | S54.3.20（運転終了H15.3.29） |

第２項　原子力災害事前対策７　屋内退避、避難等活動体制の整備（２）避難体制等の整備ア　避難先等の調整体制の整備市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。市は、避難や避難退域時検査等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。イ　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備市は、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。ウ　物資の備蓄・調達市は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食糧その他の物資の確保に努める。（３）要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に向けた情報の伝達手段のほか、要配慮　者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３ 年５月改正。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。これについては、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて重要な検討課題の１つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。第３項　緊急事態応急対策７　安定ヨウ素剤の服用指示等（１）安定ヨウ素剤の配布、服用指示等緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。このコンクリート造りの公共施設等については、地震対策編第３章第３節第１項に定める広域避難所から指定する。また、安定ヨウ素剤の扱いについては、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって（原子力規制庁令和３ 年７月21日改定）」に基づくものものとする。 | 一般対策計画第１章　総　　　則第５項　災害対策本部の組織3　分担任務等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 部名 | 部　長担当職 | 班名 | 班　長担当職 | 分掌事務 |
| 企画部 | 企画部長 | 企画防災班 | 企画防災課長 | ９　避難勧告、避難指示（緊急）等　　　　　の決定・伝達に係る事務に関すること。 |
| 人事班 | 人事課長 | １　災害対策関係職員の人員及び配置状況のとりまとめ２　災害関係職員の給食（新規） |
| 教育部 | 教育委員会事務局長 | 教育総務班 | 教育総務課長 | １　学校関係施設の応急対処、被害状況調査及びとりまとめ２　学校給食調理場の被害状況調査及びとりまとめ３　罹災者給食の応援４　文化財の被害状況調査及びとりまとめ５　文化財保護センターの被害状況調査及びとりまとめ６　教育関係義援金品の受付等７　駅北庁舎の被害状況調査及びとりまとめ８　帰宅困難者等の駅北庁舎への一時退避対応に関すること９　教育部内の調整 |
| （新規） | （新規） | （新規）（新規） |

第２章　災害予防計画第１項　防災協働社会の形成推進２　推進体制（３）男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性　　　　　　　　　　の参画　拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（４）関係機関と連携した防災対策の整備平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実効性の確保に留意するものとする。特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　訓練　　　等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。〈H29県計画修正反映〉（新規）第２項　災害危険地域調査等の計画２　計画の樹立市は単独又は共同して危険地域調査結果の想定被害に対して、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第３項　治山、治水事業計画４　砂防事業、地滑り防止対策事業、急傾斜地崩壊防止対策（１）砂防事業　　　水系における砂利採取の抑制と流路内の土砂石礫の運動形態を規制するための砂防工事を実施し、　　　洪水流量の軽減と河状の安定をはかる。（２）地滑り防止対策事業　　　地質、地形、降雨量等との関係から地下水が湧水し、地滑り、山崩れのおそれのある危険地域の調査を励行し、危険度の高い地域について治山事業又は地滑り防止対策事業を施工し、　　　災害予防の万全を期するものとする。（３）急傾斜地崩壊防止対策　　　傾斜度30°以上、急傾斜地の高さが５m以上のもので、急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある箇所については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）により災害危険区域　　　　　の指定を行い、行為の制限をするとともに、　　　　　　防災処置の　　　　　処置の命令等を行い、必要な箇所については、崩壊防止工事を実施するものとする。（４）土石流防止対策　　　土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、５戸以上の人家（５戸以下でも官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所等のある場合を含む。）に被害の生ずるおそれがあることとされた渓流をいう。土石流危険渓流については、砂防指定地の指定、砂防工事の推進に努める。　　　　また、危険度の高い渓流について、表示等を実施し、関係住民の警戒避難体制の整備を図るものとする。第６項　防災教養訓練計画　　　災害の発生防止及び軽減、あるいは災害時の円滑な応急対策の実施を図るため、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住民に対する防災知識の普及と防災業務従事職員に対する知識、技術の修得、訓練の実施は次による。２　訓練（２）総合訓練　　　市本部は、各部門別応急対策実施機関と合同して毎年度１回災害が予想される季項前において、概ね次の対策を結合して訓練を実施するものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（新規）（４）部門別避難訓練第８項　自主防災体制の確立４　各自主防災組織の防災計画の作成ウ　災害発生時の活動（エ）避難誘導 …… 避難勧告等の伝達、避難所、経路の安全確保第９項　情報体制の確立１　市防災行政無線通信施設の整備（２）移動系無線通信施設　　ぎょうせいたじみ　　基地局　　：市庁舎企画防災課　　　　　　　　　　　　陸上移動局：車載46局、可搬15局、携帯20局　　　 　　　 　第10項　業務継続体制の整備大規模災害　　　時には、行政機関の庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。また、企業の事業継続及び早期再建は、県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与える。そのため、行政や企業は大規模災害　発生時の被害を最小限にとどめ、災害時に必要な業務の継続、予防対策を進める必要がある。１　行政機関の体制整備　　　　　　　　　　　　　　　市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を随時見直し、業務継続性の確保を図るものとする。（新規）また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。第２項　職員動員計画　　（新規）　　１　職員の心構え２　職員の動員方法３　退庁時における職員の動員　　（新規）　　第３章　災害応急対策第６節　罹災者救助保護計画第２項　避難計画災害から人命、身体の保護、または災害の拡大防止のため特に必要があると認められる時、避難の勧告または　　　　　指示の責任者等は住民等に対して、避難の勧告または指示を行う。避難の　　　指示及び誘導並びに避難所の開設、収容は次によるものとする。１　実施責任者　　避難のための立ち退きの指示　　　及び指定避難所の開設並びに指定避難所への収容は、次の者が行う。（１）避難の勧告　　全般災害について　　市長（２）避難の指示（３）指定避難所の開設、収容避難の、勧告（避難準備・高齢者等避難開始を含む。以下同じ。）から指定避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示勧告者が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容は、災害救助法を適用する災害にあっては市独自の応急対策として市長が実施するものとするが、本計画の実施者は緊密な連絡を保って応急対策に当たるものとする。２　避難の指示、勧告　　避難に関する対策の実施は、次の区分によるそれぞれの機関が行う。（１）避難の指示勧告者　　イ　市本部長（多治見市長）　　（ａ）洪水及び地すべりに伴う避難　　（ｂ）その他の災害に伴う避難　　　　　ただし、緊急を要する場合等で、現地において直接指示、勧告を行う必要があるときはその場所で活動中の消防部員等が直接行うものとする。　　ロ　県本部及び県支部（県知事又はその命を受けた職員）　　　　水害及び地すべりに伴う避難　　ハ　警察官及び災害派遣中の自衛官　　　　全災害についての避難（２）避難勧告指示等の発令基準避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令基準は、国により示された「避難情報に関するガイドライン」　　　　　　　　　に沿って、できる限り数量的に判断できるような具体的な内容のものとし、洪水予報河川等及びそれ以外の河川等について、別途これを定めるものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（３）避難の周知徹底者　　　市本部における避難の周知徹底は、秘書広報班（広報担当）が各避難の指示、勧告者の通知に基づいて行う。　　　ただし、現地において指示・勧告を行ったときは、緊急必要な範囲に対する徹底は指示、勧告者が直接行うものとする。３　注意喚起及び避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令市は、水害及び土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等の注意を喚起するとともに、その状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（自主避難）を促す。なお、自主避難の呼びかけについては、要配慮者等の避難行動に時間を要する者及び、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対しては避難準備情報を伝えることにより早めの避難を呼びかけ、さらに、風水害の被害のおそれが高い区域については、健常者など一般市民に対しても、状況に応じて、早めの避難行動の開始を求める旨の情報発信を行うこととする。また、災害による危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、指示・勧告者は避難のための立退きを勧告し、あるいは急を要するときはその指示を行うものとする。　　なお、指示・勧告に当たっては、次の事項（以下本項において「指示条件」という。）を明示するものとする。　イ　指示・勧告を行う地域、対象　ロ　避難すべき時間等　ハ　指定避難所及び避難経路　ニ　誘導者名　ホ　避難に当たっての必要事項又は参考事項８　指定避難所の指定（１）指定避難所は、概ね次の場所（資料編「９　一般災害時の指定避難所・指定緊急避難場所」）から災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して設置するものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を促すものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。10　避難所運営マニュアルの策定市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。住民等への普及に当たっては、　　　　　　　　　　　　　住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。（新規）また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。市及び指定各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。（新規）第３項　食糧供給計画６　炊出しの方法炊出しの方法等は、おおむね次の要領で福祉班が施設の管理者と協議して定めるものとする。（１）集団給食施設　の利用集団給食施設　として川北共栄調理場（炊出し能力副食のみ 5,000 食）、川南の大畑調理場（炊出し能力副食のみ 5,000 食）の施設を利用するが、災害によっては大量な湯沸しが可能な学校の施設を利用して市本部が直接行うものとする。第６項　要配慮者・避難行動要支援者対策２　避難行動要支援者対策（新規）（４）避難のための情報伝達災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、気象警報の発表、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令については、高齢者や障がい者等にもわかりやすい表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるように努めるものとする。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うものとする。≪情報伝達手段≫・防災行政無線（新規）・電子メール・コミュニティＦＭ放送・聴覚障がい者へのＦＡＸ・広報車・区長・町内会長連絡・多治見市ホームページ　等（５）避難支援等関係者の安全確保（６）要配慮者利用施設の災害予防本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時等の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施しなければならない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（７）外国人等に対する防災対策地震対策編第２章　地震災害予防対策第１節　自発的な防災活動の促進第１項　防災協働社会の形成推進２　推進体制（１）減災に向けた行動の推進　　　　　 　　市は、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して減災のための行動が日常的に継続するよう努めるものとする。またその推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　第２節　迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）第２項　広域応援体制の確立大規模災害にあっては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があり、事前にこれを想定したきめ細かな取決めをした広域の応援体制を多重的に整備するものとする。また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう受援体制の整備に努める。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　広域相互応援（新規）（新規）第３章　地震災害応急対策第３節　民生安定活動第６項　保健衛生対策第１　清掃（新規）（４）災害廃棄物の処理第６章　南海トラフ地震に関する対策第１節　総則第２項　被害想定平成24年度に内閣府が実施した「南海トラフ巨大地震の被害想定」及び岐阜県が実施した「「東海･東南海･南海地震等被害想定調査」　　が公表され、本市において予想される予想地震動、建物被害、人的被害等については以下のとおりである。第10節　防災訓練計画１　市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域の自主防災組織との強調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を想定した防災訓練を実施するものとする。事故災害対策編第１章　事故災害対策第５節　原子力災害対策第１項　総則３　計画の性格（２）計画の修正に際し遵守すべき指針この計画の修正に際しては、国の原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定、平成28年３月１日最終改定。以下「指針」という。）を遵守するととともに岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合を図るものとする。５　計画の基礎とすべき災害の想定（２）対象となる原子力事業所ア　敦賀発電所（岐阜県周辺の原子力事業所位置図「１」）イ　原子炉廃止措置研究開発センター（図「２」）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 |
| 発電所名 | 原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」） |
| 所在地 | 福井県敦賀市明神町 |
| 距離 | 市庁舎から約111㎞。県境から26㎞ |
| 号機 | － |
| 電気出力 | 16.5万kW |
| 原子炉型式 | 新型転換炉 |
| 熱出力 | 55.7万kW |
| 燃料種類 | 二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 |
| 運転開始 | S54.3.20（運転終了H15.3.29） |

ウ　高速増殖原型炉もんじゅ（図「３」）エ　美浜発電所（図「４」）（３）近県に所在する原子力事業所（新規）第２項　原子力災害事前対策７　屋内退避、避難等活動体制の整備（２）避難体制等の整備ア　避難先等の調整体制の整備市は、避難先及びスクリーニング実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。市は、避難やスクリーニング等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。イ　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備市は、市民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。ウ　物資の備蓄・調達市は、県及び民間事業者と連携し、必要とされる食糧その他の物資の確保に努める。（３）要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者に向けた情報の伝達手段のほか、要配慮　者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月改正。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。これについては、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて重要な検討課題の１つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。第３項　緊急事態応急対策７　安定ヨウ素剤の服用指示等（１）安定ヨウ素剤の配布、服用指示等緊急時において避難等を行う住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤配布・服用を指示する。このコンクリート造りの公共施設等については、地震対策編第３章第３節第１項に定める広域避難所から指定する。また、安定ヨウ素剤の扱いについては、「安定ヨウ素剤配布・服用に当たって（原子力規制庁平成27年12月24日改定）」に基づくものものとする。 | 災害対策基本法の改正　※以下複数個所略R3実施事業による修正組織改編による修正国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合文言修正国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合文言修正国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合災害対策基本法の改正R3実施事業による修正R3実施事業による修正災害対策基本法の改正災害対策基本法の改正災害対策基本法の改正災害対策基本法の改正国県計画との整合国県計画との整合災害対策基本法の改正災害対策基本法の改正災害対策基本法の改正国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合災害対策基本法の改正組織改編による修正災害対策基本法の改正災害対策基本法の改正R3実施事業による修正国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合国県計画との整合 |

資料編

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 資料名称 | 修正内容 | 修正理由 |
| １ | 多治見市災害対策本部電話番号 | ①「共栄地区事務所」を削る。 | 地区事務所の廃止 |
| ２ | 岐阜県災害対策本部・直通電話番号 | ①「秘書広報総括監督」を「秘書広報監督監」に改める。 | 字句の修正 |
| ３ | 岐阜県災害対策本部東濃支部 | ①「東濃地域土岐農業改良普及センター」及び「岐阜県立多治見病院」を削る。②「東濃東部広域水道事務所」を「東部広域水道事務所」に改める。③「多治見看護専門学校」、「東濃教育事務所」、「東濃家畜保健衛生所」及び「リニア推進事務所」を加える。 | 字句の修正県防災計画との整合 |
| ４ | 市有施設一覧表 | ①「精華小学校」、「小泉交流センター」、「文化財保護センター」及び「図書館笠原分館」を加える。②「大畑調理場」及び「共栄調理場」を削り、「食育センター」を加える。 |  |
| ８ | 市内公共施設一覧表 | ①県の機関中「岐阜県東濃県事務所」「岐阜県東濃県税事務所」「岐阜県東濃保健所」「岐阜県多治見土木事務所」及び「岐阜県東濃子ども相談センター」を「東濃西部総合庁舎」にまとめ、「多治見看護専門学校」及び「岐阜県現代陶芸美術館」を加える。②指定公共機関等中「西日本電信電話㈱東濃営業支店」を「西日本電信電話㈱岐阜支店」に改める。③「東邦ガス㈱東濃サービスセンター」を削る。 | 県防災計画との整合 |
| ９ | 指定避難所・指定緊急避難場所 | 【別紙１】のとおり改める。 |  |
| 10 | 地震災害の指定緊急避難場所 | 【別紙２】のとおり改める。 |  |
| 11 | 災害時優先電話一覧表 | ①【別紙３】のとおり改める。 | 最新情報に更新 |
| 12 | 市内医療機関一覧表 | ①「笠原診療所」を削る。②のむら・笠原クリニックの診療科目中「消内」を削る。③「白楊会東濃ポプラクリニック」を「ポプラ在宅クリニック」に改める。④「かとうだいきクリニック」「たじみすいみんクリニック」「多治見スマートクリニック」及び「はっとり医院」を加える。 | 医師会情報との整合 |
| 13 | 災害時に関する協定 | （１）相互応援協定　①№1岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書協定締結日「平成10年3月30日」を「平成30年3月26日」に改める。　②№16持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定締結日「令和3年3月」を「令和3年3月30日」に改める。（２）相互応援協定【消防業務】（５）食糧・生活用品に関する協定（６）福祉避難所（協定名称：災害発生時における福祉避難所の使用に関する協定）　①「（有）東海ケア（グリーンホームかさはら）」及び「（医）白楊会（あんあん多治見デイサービスセンター）」を削る（７）その他の協定　①次のとおり加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 協定名称 | 締結日 | 協定相手方 |
| 25 | 災害時における物資の供給協力に関する協定 | R3.5.17 | 土岐ダイナパック㈱ |
| 26 | おりべアプリによる防災情報の配信に関する協定 | R3.6.38 | おりべネットワーク㈱ |
| 27 | 災害時等における相互協力協定 | R3.6.30 | 多治見市福祉協議会・多治見青年会議所 |
| 28 | 災害時における道路啓開等に関する協定 | R3.10.1 | 中部電力パワーグリッド㈱ |
| 29 | 災害時における応急措置への協力体制に関する協定の締結 | R4.1.28 | 岐阜県瓦葺組合多治見支部 |

　 | R3実施事業軽微な修正 |
| 14 | 要配慮者利用施設 | ①下線の付された施設を削る。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  | （１）土岐川の浸水想定区域における要配慮者利用施設 |  |
|  | 〈要配慮者施設〉 |  |
|  | 校区 | 区分 | 施設名 | 住所 | 電話番号 |  |
|  | 養正 | 高齢者福祉施設 | 通所型サービス 街の灯 | 新富町1-8-4 | 24-0021 |  |
|  | 障がい者福祉施設 | 障がい者就労継続支援A型事業所 あいぽいんと | 山下町11-2 | 26-9062 |  |
|  | cocoro 多治見生田教室 | 生田町4-84-7 | 53-0218 |  |
|  | 医療施設 | たじみ内科 | 広小路2-12 | 22-2333 |  |
|  | まえかわペインクリニック | 広小路2-63 | 28-2010 |  |
|  | 中央クリニック | 日ノ出町1-17-1 | 22-3530 |  |
|  | 太田医院 | 明治町1-47 | 22-0037 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 発達支援センターなかよし | 元町3-28 | 25-0783 |  |
|  | 菫幼稚園 | 新富町2-12 | 22-2490 |  |
|  | 精華 | 高齢者福祉施設 | 愛手ケアセンター | 本町3-65 | 28-4028 |  |
|  | サービス付き高齢者住宅あんあん多治見 | 音羽町2-56-3 | 26-7577 |  |
|  | 爽ケアリハビリセンター音羽 | 音羽町1-13 | 21-5600 |  |
|  | デイサービスセンタージョイフル多治見 | 音羽町1-235 | 21-2811 |  |
|  | ショートステイホームジョイフル多治見 | 音羽町1-235 | 21-1711 |  |
|  | 特別養護老人ホームジョイフル多治見 | 音羽町1-235 | 21-1711 |  |
|  | サービス付き高齢者向け住宅ジョイフル多治見 | 音羽町1-235 | 21-1711 |  |
|  | ビアンカデイサービスセンター | 上山町1-97-2 | 21-2150 |  |
|  | 特別養護老人ホームビアンカ | 上山町1-97-2 | 25-0780 |  |
|  | ケアハウスビアンカ | 上山町1-92-1 | 21-3814 |  |
|  | みんなの手 | 金岡町2-34-2 | 24-3798 |  |
|  | シルバーホームハート・かなおか | 金岡町3-90 | 21-0012 |  |
|  | 障がい者福祉施設 | Ｈｉｔｓｕｊｉｇｕｍｏ・Ｓｕｎ | 本町3-3-5 | 25-3485 |  |
|  | CSロープ | 大正町1-4-2 | 26-7973 |  |
|  | TRID | 宮前町1-145-3 | 24-5187 |  |
|  | おといろアイランド | 本町4-61 | 56-8859 |  |
|  | GiOhome | 大正町1-4-2 | 24-5187 |  |
|  | 医療施設 | まもる耳鼻咽喉科 | 白山町1-238 | 22-8733 |  |
|  | 精華医院 | 白山町1-233 | 22-3623 |  |
|  | たじみこころのクリニック | 音羽町1-224 | 44-7386 |  |
|  | 水田クリニック | 音羽町1-28 | 22-5222 |  |
|  | 多治見クリニック | 音羽町2-51 | 22-5566 |  |
|  | たじみ岩瀬眼科 | 本町3-101-1 | 25-1221 |  |
|  | 豊岡医院 | 豊岡町1-61 | 21-2868 |  |
|  | 安藤クリニック | 豊岡町3-65 | 22-9388 |  |
|  | 池庭医院 | 宮前町2-16 | 22-1819 |  |
|  | 中西ウィメンズクリニック | 大正町1-45 | 25-8882 |  |
|  | 長谷川医院 | 上野町1-82-2 | 21-6555 |  |
|  | 西尾クリニック | 金岡町1-70 | 24-0689 |  |
|  | 多治見眼科院 | 十九田町2-68-2 | 24-2225 |  |
|  | たかだアレルギーとこどものクリニック | 白山町5-5-1 | 28-1101 |  |
|  | 岩鼻助産院 | 宮前町2-50-3 | 22-1122 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 精華小学校 | 十九田町2-119 | 22-3275 |  |
|  | 精華小学校附属愛児幼稚園 | 白山町3-1 | 22-0652 |  |
|  | ジョイフル多治見こども園 | 音羽町1-235 | 21-6211 |  |
|  | おとわももの木保育園 | 音羽町4-52-2 | 51-4256 |  |
|  | けいなん保育園 | 十九田町2-79 | 22-5629 |  |
|  | 精華児童館 | 上野町4-23-1 | 25-1533 |  |
|  | 精華小たじっこクラブ | 十九田町2-119 | 22-5012 |  |
|  | 昭和 | 高齢者福祉施設 | ハイリタイヤー多治見 | 田代町2-34 | 23-9800 |  |
|  | 駅前デイ　ほっと和 | 栄町2-24 | 26-9000 |  |
|  | 爽ケア　リハビリおりべ | 京町2-185-1 | 21-3900 |  |
|  | 四季彩　多治見 | 前畑町2-27 | 24-0520 |  |
|  | 有料老人ホーム ハート・京町 | 京町2-181 | 25-6300 |  |
|  | やさしい時間ぎんざデイサービスセンター | 新町2-33 | 25-1034 |  |
|  | 障がい者福祉施設 | けやき | 平和町6-364 | 22-1011 |  |
|  | 第２けやき | 平和町5-28 | 26-8600 |  |
|  | 第３けやき | 平和町7-23 | 26-9902 |  |
|  | ＣＳポート | 平和町6-364 | 26-8804 |  |
|  | フレンズ | 京町2-185 | 26-8189 |  |
|  | 第４けやき | 平和町7-49 | 26-8130 |  |
|  | 天使の居場所 | 前畑町5-21-1 | 24-3798 |  |
|  | 放課後等デイサービスmelikeドリーム校 | 大畑町4-30 | 44-9750 |  |
|  | 医療施設 | 社会医療法人厚生会多治見市民病院 | 前畑町3-43 | 22-5211 |  |
|  | 中村こどもクリニック | 前畑町3-76-4 | 24-1717 |  |
|  | たじみ陶都眼科 | 前畑町4-121-3 | 44-9777 |  |
|  | 岐阜県立多治見病院 | 前畑町5-161 | 22-5311 |  |
|  | ももいクリニック | 前畑町5-85-3 | 28-1011 |  |
|  | 田代町整形外科 | 田代町2-32 | 22-6717 |  |
|  | 林内科クリニック | 栄町1-36 | 25-7755 |  |
|  | 栄皮膚科医院 | 栄町3-33 | 22-2777 |  |
|  | あいざわ整形外科 | 平和町7-85 | 23-3700 |  |
|  | 倉知眼科 | 平和町7-77 | 22-5515 |  |
|  | 前川ファミリークリニック | 錦町1-21-2 | 22-0682 |  |
|  | 夏目整形外科 | 錦町3-4-1 | 23-4720 |  |
|  | 水野皮膚科医院 | 昭和町10 | 22-1056 |  |
|  | むらせクリニック | 三笠町1-10 | 22-8499 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 昭和小学校 | 平和町4-180 | 22-3191 |  |
|  | 昭和小学校附属幼稚園 | 平和町4-180 | 22-8652 |  |
|  | 駅前キッズほっとママ | 栄町2-24 | 25-5280 |  |
|  | 中央児童館 | 御幸町2-95 | 22-8903 |  |
|  | 昭和小たじっこクラブ | 平和町4-180 | 25-4870 |  |
|  | 多治見市民病院子育て支援センター | 前畑町3-33-1 | 22-5211 |  |
|  | 池田　 | 高齢者福祉施設 | ニチイケアセンター太平町 | 太平町1-70-1 | 21-6530 |  |
|  | デイサービス池田亭 | 池田町1-56-5 | 22-1430 |  |
|  | Ｋライン・ケアセンター多治見 | 喜多町4-49 | 24-7222 |  |
|  | アストレ太平町 | 太平町5-50 | 44-7495 |  |
|  | こもれび　多治見 | 太平町5-39 | 25-6006 |  |
|  | 太平生楽館 | 太平町3-15 | 26-8902 |  |
|  | やさしい時間　ゆと里デイサービスセンター | 太平町3-53-1 | 21-4884 |  |
|  | 障がい者福祉施設 | ルイメイ多治見 | 太平町4-51 | 26-9009 |  |
|  | そら | 池田町5-53 | 44-8567 |  |
|  | ペイフォワード多治見 | 太平町4-34-3 | 74-3377 |  |
|  | パテ | 池田町1-78 | 26-8523 |  |
|  | 天使の居場所 | 前畑町5-21-1 | 24-3798 |  |
|  | 共同生活ラップ | 池田町4-197 | 51-7685 |  |
|  | ぴーすふる | 太平町4-51 | 26-8448 |  |
| SWINGU | 池田町1-78 | 26-7974 |
| C-POWER WorkingSupport ドーラ | 池田町1-78 | 26-8523 |
|  | 放課後等デイサービス ミライク ジャンプ校 | 池田町5-300 | 24-5128 |  |
|  | 医療施設 | 水谷心療内科 | 若松町3-33 | 23-8411 |  |
|  | 浜田・浅井医院 | 太平町1-5 | 22-0522 |  |
|  | 横田耳鼻咽喉科 | 太平町4-53-1 | 21-2133 |  |
|  | おざき整形外科 | 太平町6-14 | 25-6101 |  |
|  | 恒川眼科 | 太平町6-58 | 25-7277 |  |
|  | 高羽クリニック | 太平町3-17 | 23-5515 |  |
|  | 伊藤内科 | 太平町3-15 | 23-6578 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 池田保育園 | 池田町3-120 | 22-6017 |  |
|  | 太平児童センター | 太平町2-39-1 | 25-1131 |  |
|  | ボコデコキッズ | 太平町3-53-1 | 21-4800 |  |
|  | 北野保育園 | 喜多町8-27 | 23-3385 |  |
|  | 岐阜県立多治見病院保育施設 キラキラきっず | 池田町2-10-1 | 25-6478 |  |
|  | 小泉 | 高齢者福祉施設 | サービス付き高齢者向け住宅H&N宝慈苑 | 宝町8-35 | 23-0301 |  |
|  | 障がい者福祉施設 | COLOR WORK | 宝町2-9 | 51-4603 |  |
|  | 医療施設 | 森下小児科 | 宝町6-1 | 21-1005 |  |
|  | おがわ皮ふ科 | 宝町8-52-2 | 23-7234 |  |
|  | 岡山内科・消化器科クリニック | 宝町3-31-1 | 21-1717 |  |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （２）その他の河川の浸水想定区域等における要配慮者利用施設 |  |
|  | 校区 | 種類 | 施設名称 | 所在地 | 電話番号 | 浸水の影響を受ける河川 |  |
|  | 精華 | 医療施設 | 光ヶ丘クリニック | 光ヶ丘2-50-1 | 21-0510 | 大原川 |  |
|  | 共栄 | 高齢者福祉施設 | 小規模多機能ホーム　陶都 | 小名田町2-177-1  | 25-7315 | 高田川 |  |
|  | 昭和 | 高齢者福祉施設 | おあしすデイサービス大畑 | 大畑町6-78 | 26-9817 | 笠原川 |  |
|  | ショートステイ　浩養園 | 京町6-13-2 | 26-8636 | 笠原川 |  |
|  | 地域密着型特別養護老人ホーム　浩養園 | 京町6-13-2 | 26-8636 | 笠原川 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | こうよう保育園 | 京町6-13-2 | 26-7650 | 笠原川 |  |
|  | 小泉 | 高齢者福祉施設 | グループホーム 我家我家 壱番館・弐番館 | 小泉町4-228 | 27-8333 | 大沢川 |  |
|  | アイランドジー・アイ小泉ショートステイ | 小泉町4-231-2 | 27-1255 | 大沢川 |  |
|  | デイサービス宝 | 宝町9-13 | 26-9743 | 大原川 |  |
|  | 医療施設 | おおむらクリニック | 宝町10-14 | 25-0166 | 大原川 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 小泉保育園 | 小泉町2-153 | 27-2546 | 大原川 |  |
|  | 市之倉 | 高齢者福祉施設 | やさしい時間さ倉デイサービスセンター | 市之倉町8-108 | 26-8341 | 市之倉川 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 市之倉保育園 | 市之倉町8-20 | 23-7327 | 市之倉川 |  |
|  | 滝呂 | 高齢者福祉施設 | そふとケア | 滝呂町14-7 | 21-0370 | 笠原川 |  |
|  | 多治見市滝呂在宅老人デイサービスセンター | 滝呂町10-87-4 | 24-5560 | 笠原川 |  |
|  | 教育・子ども関係施設 | 滝呂児童センター | 滝呂町10-87-4 | 24-5560 | 笠原川 |  |
|  | 南姫 | 高齢者福祉施設 | 多治見市南姫在宅老人デイサービスセンター | 大針町80-2 | 20-2020 | 姫川 |  |
|  | 根本 | 医療施設 | 根本外科医院 | 高根町2-99-2 | 27-2821 | 大原川 |  |
|  | 笠原 | 高齢者福祉施設 | 有料老人ホームカーサ | 笠原町3604 | 44-9630 | 笠原川 |  |
|  | グリーンホームかさはら | 笠原町4406-1 | 43-5888 | 笠原川 |  |
|  | なごみの杜かさはら | 笠原町2215-1 | 44-1717 | 笠原川 |  |
|  | 医療施設 | 藤井記念　小西クリニック | 笠原町1966-1 | 43-2188 | 笠原川 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | (3)　土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表（小学校区別） |  |
|  | 校区 | 町丁目 | 人口 | 世帯数 | 現象種類 | 箇所番号 | 土砂災害警戒　　区域名 | 要配慮者施設 |  |
|  | 　昭和校区 | 京町3丁目 | 121  | 59  | 急傾斜 | 111085 | 大畑１ | ≪学校≫■昭和小学校　平和町4-180　22-3191■平和中学校　脇之島町1-1　22-7265≪幼稚園・保育園≫■昭和小学校附属幼稚園　　　平和町4-180　　　22-8652≪児童福祉施設≫■放課後等デイサービス　melikeドリーム校　大畑町4-30　44-9750≪高齢者福祉施設≫■陶の里ナーシングデイ　大畑町西仲根3-25　21-6611≪障がい者福祉施設≫■けやき／ＣＳポート　平和町6-364　22-1011≪医療機関≫■県立多治見病院　前畑町5-161　22-5311■はら内科クリニック　　　大畑町西仲根3-7　　　28-3223■倉知眼科　　　平和町7-77　22-5515■あいざわ整形外科　平和町7-85　23-3700 |  |
|  | 京町5丁目 | 128  | 63  | 土石流 | T49026S | 京町 |  |
|  | 京町6丁目 | 176  | 92  | 急傾斜 | 111793 | 京町 |  |
|  | 三笠町3丁目 | 92  | 48  | 急傾斜 | 111049 | 三笠町 |  |
|  | 大畑町1丁目 | 223  | 106  | 土石流 | T49004S | 大畑町２ |  |
|  | 土石流 | T49003S | 大畑町１ |  |
|  | 急傾斜 | 111086 | 大畑３ |  |
|  | 急傾斜 | 111085 | 大畑１ |  |
|  | 大畑町4丁目 | 133  | 67  | 急傾斜 | 111087 | 大畑２ |  |
|  | 大畑町6丁目 | 67  | 33  | 急傾斜 | 111056 | 滝呂２ |  |
|  | 大畑町7丁目 | 103  | 48  | 土石流 | T49005S | 大畑町４ |  |
|  | 大畑町西仲根 | 551  | 260  | 急傾斜 | 115016 | 大畑町 |  |
|  | 大畑町赤松 | 113  | 45  | 土石流 | T49023S | 大畑町３ |  |
|  | 土石流 | T49022S | 大洞川 |  |
|  | 急傾斜 | 124013 | 赤松 |  |
|  | 大畑町大洞 | 886  | 418  | 土石流 | T49024S | 西仲根川 |  |
|  | 急傾斜 | 124011 | 大洞第一公園西 |  |
|  | 平和町1丁目 | 192  | 84  | 土石流 | T49027S | 平和町１ |  |
|  | 平和町2丁目 | 105  | 49  | 土石流 | T49029S | 脇之島町１ |  |
|  | 急傾斜 | 111088 | 平和 |  |
|  | 平和町3丁目 | 113  | 51  | 急傾斜 | 111055 | 平和町 |  |
|  | 平和町6丁目 | 112  | 50  | 土石流 | T49030S | 平和町２ |  |
|  | 平和町8丁目 | 41  | 21  | 土石流 | T49032S | 脇之島町２ |  |
|  | 土石流 | T49031S | 田平谷 |  |
|  | 脇之島町1丁目 | 4  | 2  | 急傾斜 | 111793 | 京町 |  |
|  | 脇之島町2丁目 | 0  | 0  | 急傾斜 | 111088 | 平和 |  |
|  | 急傾斜 | 115009 | 平和６丁目 |  |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 小学校区小計 | 3,160  | 1,496  | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 　共栄校区 | 高田町1丁目 | 93  | 42  | 急傾斜 | 120127 | 高田２ | ≪医療機関≫■横井真理子助産所　（まりこ母乳育児相談室）　小名田町1-88-102　　　24-5681≪高齢者福祉施設≫■デイサービスえにし小名田　　　小名田町5-21　25-4545 |  |
|  | 急傾斜 | 124021 | 高田３ |  |
|  | 高田町2丁目 | 49  | 18  | 急傾斜 | 124022 | 高田４ |  |
|  | 高田町3丁目 | 86  | 36  | 土石流 | T49079S | 高田町1 |  |
|  | 土石流 | G49027S | 高田町2 |  |
|  | 高田町4丁目 | 137  | 58  | 土石流 | T49311S | 虎渓山町４ |  |
|  | 高田町6丁目 | 75  | 29  | 急傾斜 | 111068 | 高田１ |  |
|  | 高田町11丁目 | 399  | 160  | 急傾斜 | 115007 | 高田１１丁目 |  |
|  | 高田町岩曽根 | 9  | 5  | 土石流 | G49317S | 東山 |  |
|  | 土石流 | G49316S | 岩曽根3 |  |
|  | 土石流 | T49608S | 東谷2 |  |
|  | 高田町信濃柿 | 0  | 0  | 土石流 | T49082S-1 | 長湫川支流 |  |
|  | 小名田町1丁目 | 238  | 104  | 土石流 | T49606S | 長瀬町４ |  |
|  | 急傾斜 | 120126 | 小名田１ |  |
|  | 小名田町3丁目 | 150  | 58  | 急傾斜 | 111067 | 小名田３ |  |
|  | 小名田町4丁目 | 75  | 33  | 土石流 | T49078S | 岩ヶ根 |  |
|  | 小名田町5丁目 | 74  | 32  | 土石流 | T49312S | 草ノ頭 |  |
|  | 急傾斜 | 111066 | 小名田２ |  |
|  | 小名田町岩ヶ根 | 16  | 7  | 急傾斜 | 124006 | 小名田６丁目１ |  |
|  | 小名田町草ノ頭 | 0  | 0  | 地すべり | 4911803 | 小名田 |  |
|  | 小名田町大石原 | 0  | 0  | 土石流 | G49315S | 大石原2 |  |
|  | 土石流 | G49314S | 小滝洞川支流 |  |
|  | 土石流 | G49313S | 大石原1 |  |
|  | 土石流 | G49319S | 小滝 |  |
|  | 小名田町東谷 | 10  | 5  | 土石流 | T49607S | 東谷1 |  |
|  | 土石流 | T49313S-2 | 岩曽根2 |  |
|  | 土石流 | T49313S-1 | 岩曽根1 |  |
|  | 急傾斜 | 124007 | 小名田６丁目２ |  |
|  | 東栄町1丁目 | 155  | 77  | 土石流 | T49080S | 東栄町1 |  |
|  | 急傾斜 | 111069 | 東栄１ |  |
|  | 東栄町2丁目 | 44  | 18  | 土石流 | T49081S | 東栄町2 |  |
|  | 東栄町3丁目 | 3  | 3  | 土石流 | G49603S | 東栄町５ |  |
|  | 東栄町4丁目 | 14  | 6  | 土石流 | T49314S | 東栄町3 |  |
|  | 急傾斜 | 313004 | 東栄２ |  |
|  | 東栄町5丁目 | 15  | 8  | 土石流 | T49315S | 東栄町４ |  |
|  | 土石流 | T49082S-2 | 信濃柿 |  |
|  | 小学校区小計 | 1,642  | 699  | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 　池田校区 | 喜多町3丁目 | 121  | 50  | 土石流 | T49046S-2 | 喜多町２ | ≪学校≫■池田小学校　池田町4-180　22-0883≪幼稚園・保育園≫■北野保育園　　　喜多町8丁目27　　　23-3385≪医療機関≫■ときわぎ診療所　　　喜多町5-36　24-4036 |  |
|  | 喜多町5丁目 | 199  | 87  | 急傾斜 | 11107601 | 喜多 |  |
|  | 喜多町6丁目 | 199  | 83  | 土石流 | T49047S | 喜多町３ |  |
|  | 喜多町8丁目 | 355  | 101  | 急傾斜 | 11107601 | 喜多 |  |
|  | 喜多町10丁目 | 0  | 0  | 土石流 | T49046S-1 | 喜多町１ |  |
|  | 月見町1丁目 | 109  | 64  | 土石流 | G49017S | 諏訪２－３ |  |
|  | 急傾斜 | 111043 | 池田１ |  |
|  | 急傾斜 | 111797 | 月見 |  |
|  | 月見町2丁目 | 44  | 25  | 土石流 | G49014S | 月見２－２谷 |  |
|  | 急傾斜 | KTJ0248002 | 月見町2丁目 |  |
|  | 三ノ倉町大美山 | 0  | 0  | 急傾斜 | 213012 | 大美山 |  |
|  | 三ノ倉町中洞 | 22  | 9  | 土石流 | G49302S | 中洞１谷 |  |
|  | 土石流 | G49008S | 三の倉縄手１ |  |
|  | 土石流 | G49007S | 三の倉中洞 |  |
|  | 急傾斜 | 213018 | 宮の下池北 |  |
|  | 三ノ倉町猪場 | 21  | 10  | 土石流 | G49605S | 三の倉猪場２谷 |  |
|  | 土石流 | G49022S | 猪場１谷 |  |
|  | 土石流 | G49012S | 三の倉猪場１谷 |  |
|  | 急傾斜 | KTJ0248005 | 三ノ倉町猪場 |  |
|  | 三ノ倉町繩手 | 1  | 1  | 土石流 | G49303S | 三の倉縄手２ |  |
|  | 急傾斜 | 213017 | 縄手 |  |
|  | 諏訪町神田 | 30  | 15  | 土石流 | G49606S | 諏訪町１谷 |  |
|  | 土石流 | G49013S | 廿原大美山 |  |
|  | 急傾斜 | 111058 | 諏訪 |  |
|  | 諏訪町川西 | 0  | 0  | 土石流 | G49607S | 諏訪町神田谷 |  |
|  | 土石流 | G49301S | 神田１谷 |  |
|  | 諏訪町天ヶ峰 | 31  | 12  | 土石流 | G49006S | 諏訪天ヶ峯 |  |
|  | 土石流 | G49005S | 諏訪北洞３ |  |
|  | 土石流 | G49004S | 諏訪北洞２ |  |
|  | 土石流 | G49003S | 諏訪北洞１ |  |
|  | 土石流 | G49002S | 諏訪２ |  |
|  | 土石流 | G49001S | 諏訪１ |  |
|  | 諏訪町日影 | 11  | 4  | 土石流 | G49608S | 諏訪町２谷 |  |
|  | 池田町6丁目 | 95  | 45  | 急傾斜 | 111077 | 池田２ |  |
|  | 池田町8丁目 | 156  | 76  | 土石流 | G49305S | 月見２－１谷 |  |
|  | 土石流 | G49018S | 月見２－３谷 |  |
|  | 土石流 | G49015S | 諏訪２－１ |  |
|  | 池田町9丁目 | 123  | 64  | 土石流 | G49307S | 池田９－１谷 |  |
|  | 土石流 | G49306S | 月見１－１谷 |  |
|  | 池田町10丁目 | 48  | 19  | 急傾斜 | 111796 | 池田３ |  |
|  | 急傾斜 | 120115 | 池田４ |  |
|  | 廿原町 | 132  | 62  | 土石流 | G49621S | 廿原町２谷 |  |
|  | 土石流 | G49609S | 廿原町１谷 |  |
|  | 土石流 | G49312S | 廿原２谷 |  |
|  | 土石流 | G49304S2 | 廿原１谷２ |  |
|  | 土石流 | G49011S | 三の倉３ |  |
|  | 土石流 | G49010S | 三の倉２ |  |
|  | 土石流 | G49009S | 三の倉１ |  |
|  | 急傾斜 | 115013 | 月見３丁目 |  |
|  | 急傾斜 | 213007 | 水口大池北１ |  |
|  | 急傾斜 | 213008 | 水口大池南 |  |
|  | 急傾斜 | 213021 | 水口大池北２ |  |
|  | 富士見町2丁目 | 0  | 0  | 土石流 | G49016S | 諏訪２－２ |  |
|  | 急傾斜 | 313005 | 富士見２ |  |
|  | 富士見町3丁目 | 18  | 8  | 土石流 | G49601S | 富士見町二丁目 |  |
|  | 土石流 | G49311S | 富士見５－１谷 |  |
|  | 土石流 | G49309S | 富士見３－１谷 |  |
|  | 土石流 | G49308S | 富士見４－１谷 |  |
|  | 土石流 | G49021S | 池田 |  |
|  | 土石流 | G49020S | 富士見２－２ |  |
|  | 土石流 | G49019S | 富士見２－１ |  |
|  | 急傾斜 | 115008 | 富士見１ |  |
|  | 富士見町5丁目 | 0  | 0  | 土石流 | G49604S | 富士見町五丁目２谷 |  |
|  | 土石流 | G49602S | 富士見町五丁目１谷 |  |
|  | 土石流 | G49304S1 | 廿原１谷１ |  |
|  | 小学校区小計 | 1,715  | 735  | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 　根本校区 | 旭ケ丘1丁目 | 220  | 99  | 土石流 | T49068S | 旭ヶ丘２ | ≪幼稚園・保育園≫■菫根本幼稚園　北丘町1-69　27-2650≪児童福祉施設≫■みらいへのいえ多治見　昭栄町86-3　多治見市昭栄町貸事務所１階１号室　44-9607≪老人福祉施設≫■老人ホーム 　 慶城（よろこびのしろ）　　　旭ヶ丘1-86-7　　27-7486　■デイサービスあさひ　慶の家　旭ケ丘1-86-7　26-9421■ナーシングホーム慶山　旭ケ丘1-86-8　56-6770■愛の家グループホーム多治見　旭ヶ丘7-9-12　20-2185■東濃デイサービス センター　松坂　　　松坂町1-1-5　　　20-1199■まつさかの憩　松坂町1-13-1　20-2621■サービス付き高齢者住宅 慶和荘　旭ケ丘1-86-1　27-5015≪医療機関≫■ふくい内科クリニック　　　松坂町1-1-5　　　20-0660■うえだ整形外科　松坂町1-1-5　　20-2022 |  |
|  | 土石流 | T49067S | 日向川支流 |  |
|  | 急傾斜 | 111061 | 旭ヶ丘１ |  |
|  | 旭ケ丘2丁目 | 133  | 57  | 土石流 | T49066S | 旭ヶ丘１ |  |
|  | 旭ケ丘3丁目 | 211  | 92  | 急傾斜 | 124005 | 旭ヶ丘３丁目 |  |
|  | 旭ケ丘4丁目 | 126  | 57  | 急傾斜 | 124025 | 旭ヶ丘４丁目 |  |
|  | 旭ケ丘6丁目 | 360  | 135  | 急傾斜 | 111792 | 旭ヶ丘４ |  |
|  | 旭ケ丘9丁目 | 259  | 109  | 急傾斜 | 111063 | 旭ヶ丘２ |  |
|  | 高根町3丁目 | 237  | 115  | 急傾斜 | 111060 | 高根１ |  |
|  | 高根町4丁目 | 249  | 219  | 土石流 | T49309S | 高根町 |  |
|  | 急傾斜 | 223004 | 高根４丁目２ |  |
|  | 急傾斜 | 111059 | 高根２ |  |
|  | 急傾斜 | 223003 | 高根４丁目１ |  |
|  | 根本町9丁目 | 169  | 67  | 土石流 | T49061S | 西山町６ |  |
|  | 根本町10丁目 | 92  | 37  | 土石流 | T49060S | 西山町５ |  |
|  | 土石流 | T49058S | 根本町 |  |
|  | 根本町11丁目 | 64  | 24  | 土石流 | T49059S | 西山町４ |  |
|  | 根本町12丁目 | 155  | 63  | 土石流 | T49062S | 西山町７ |  |
|  | 昭栄町 | 1,189  | 427  | 土石流 | T49057S | 昭栄町２ |  |
|  | 土石流 | T49056S | 昭栄町１ |  |
|  | 土石流 | T49055S-3 | 西山町３ |  |
|  | 土石流 | T49055S-2 | 西山町２ |  |
|  | 土石流 | T49055S-1 | 西山町１ |  |
|  | 土石流 | G49024S | 昭栄町3 |  |
|  | 松坂町1丁目 | 315  | 149  | 土石流 | T49065S | 松坂町３ |  |
|  | 土石流 | T49063S | 松坂町１ |  |
|  | 急傾斜 | 111791 | 松坂２ |  |
|  | 松坂町4丁目 | 762  | 346  | 急傾斜 | 124004 | 松坂４丁目１ |  |
|  | 松坂町5丁目 | 768  | 281  | 土石流 | T49064S | 松坂町２ |  |
|  | 急傾斜 | 120125 | 松坂１ |  |
|  | 急傾斜 | 115005 | 松坂公園１ |  |
|  | 急傾斜 | 124026 | 松坂４丁目２ |  |
|  | 急傾斜 | 115041 | 松坂公園２ |  |
|  | 西山町2丁目 | 21  | 6  | 急傾斜 | 213002 | 西山２丁目 |  |
|  | 西山町3丁目 | 3  | 1  | 急傾斜 | 213001 | 西山３丁目１ |  |
|  | 急傾斜 | 213020 | 西山３丁目２ |  |
|  | 北丘町1丁目 | 91  | 41  | 急傾斜 | 115039 | 北丘１丁目 |  |
|  | 北丘町2丁目 | 195  | 83  | 土石流 | G49025S | 北丘町 |  |
|  | 北丘町3丁目 | 63  | 29  | 急傾斜 | 213022 | 北丘３丁目 |  |
|  | 北丘町8丁目 | 803  | 361  | 急傾斜 | 124008 | 北丘西公園南 |  |
|  | 明和町3丁目 | 943  | 408  | 急傾斜 | 115026 | 明和 |  |
|  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 小学校区小計 | 7,428  | 3,206  | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 　市之倉校区 | 市之倉町1丁目 | 882  | 370  | 土石流 | T49042S | 上細峰 | ≪学校≫■市之倉小学校　市之倉町10-381　22-3702≪幼稚園・保育園≫■市之倉保育園　　　市之倉町8-20　　　23-7327≪老人福祉施設≫■やさしい時間さ倉（さくら）デイサービスセンター　　　市之倉町8-108　　　26-8341≪医療機関≫■市之倉診療所　　　市之倉町8-114　　　22-3811 |  |
|  | 急傾斜 | 111097 | 市之倉２丁目３ |  |
|  | 急傾斜 | 115042 | 市之倉東公園２ |  |
|  | 急傾斜 | 115043 | 市之倉東公園３ |  |
|  | 急傾斜 | 124018 | 市之倉東公園東 |  |
|  | 地すべり | 4912809 | 市之倉 |  |
|  | 市之倉町2丁目 | 228  | 103  | 土石流 | T49603S | 市之倉町７ |  |
|  | 土石流 | T49041S-2 | 市之倉町３ |  |
|  | 土石流 | T49041S-1 | 中峰谷 |  |
|  | 土石流 | T49040S | 高見谷 |  |
|  | 急傾斜 | 111097 | 市之倉２丁目３ |  |
|  | 急傾斜 | 115024 | 市之倉２丁目１ |  |
|  | 急傾斜 | 115025 | 市之倉東公園１ |  |
|  | 急傾斜 | 115028 | 市之倉２丁目２ |  |
|  | 地すべり | 4912809 | 市之倉 |  |
|  | 市之倉町3丁目 | 183  | 83  | 土石流 | T52308S | 平園2 |  |
|  | 土石流 | T49043S | 東平谷 |  |
|  | 土石流 | G49032S | 市之倉町８ |  |
|  | 地すべり | 4912809 | 市之倉 |  |
|  | 市之倉町4丁目 | 131  | 54  | 急傾斜 | 111098 | 市之倉４丁目 |  |
|  | 地すべり | 4912809 | 市之倉 |  |
|  | 市之倉町5丁目 | 140  | 65  | 急傾斜 | 124017 | 市之倉公園南１ |  |
|  | 市之倉町7丁目 | 745  | 331  | 急傾斜 | 124023 | 市之倉公園南２ |  |
|  | 地すべり | 4912809 | 市之倉 |  |
|  | 市之倉町8丁目 | 268  | 107  | 土石流 | T49039S | 市之倉町２ |  |
|  | 急傾斜 | 11180001 | 市之倉８丁目２ |  |
|  | 急傾斜 | 111099 | 市之倉 |  |
|  | 急傾斜 | 111102 | 市之倉８丁目１ |  |
|  | 急傾斜 | 115023 | 市之倉８丁目３ |  |
|  | 市之倉町9丁目 | 208  | 91  | 土石流 | T49044S | 東街道ヶ峰 |  |
|  | 土石流 | T49038S | 御社殿谷 |  |
|  | 急傾斜 | 111799 | 市之倉９丁目２ |  |
|  | 急傾斜 | 111798 | 市之倉９丁目１ |  |
|  | 市之倉町10丁目 | 212  | 85  | 土石流 | T49306S | 凪の平谷 |  |
|  | 土石流 | T49037S | 円山洞 |  |
|  | 土石流 | T49036S | 井上洞 |  |
|  | 土石流 | T49035S | 酒井ヶ峰 |  |
|  | 急傾斜 | 111100 | 市之倉１0丁目 |  |
|  | 急傾斜 | 124016 | 市之倉小学校 |  |
|  | 市之倉町11丁目 | 717  | 270  | 土石流 | T49045S | 市之倉町４ |  |
|  | 土石流 | T49034S | 百々見木洞 |  |
|  | 急傾斜 | 115022 | 市之倉１１丁目 |  |
|  | 急傾斜 | 115021 | 市之倉１２丁目２ |  |
|  | 市之倉町12丁目 | 1,107  | 437  | 土石流 | T49304S | 市之倉町５ |  |
|  | 土石流 | T49033S | 市之倉町１ |  |
|  | 急傾斜 | 213015 | 市之倉１２丁目１ |  |
|  | 急傾斜 | 115021 | 市之倉１２丁目２ |  |
|  | 市之倉町13丁目 | 1,315  | 606  | 土石流 | T49307S | 市之倉町６ |  |
|  | 急傾斜 | 115019 | 古虎渓橋 |  |
|  | 急傾斜 | 115020 | 古虎渓橋南 |  |
|  | 急傾斜 | 124015 | 翠屏橋東 |  |
|  | 急傾斜 | 213013 | 天ヶ橋南 |  |
|  | 小学校区小計 | 6,136  | 2,602  | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  | 全市対象区域人口／世帯数 | 58,872  | 24,325  | 　 | 　 | 　 | 　 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 | 要配慮者施設の定義見直し |
| 15 | 防災倉庫備蓄資機材一覧表 | ①次のとおり加える。ア.学習館（まなびパーク）イ.北小木集会所

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目 | ア | イ | 品目 | ア | イ | 品目 | ア | イ |
| 毛布 | 150 | 100 | 凝固・衛生袋セット | 8 | 4 | LEDランタン | 10 | 3 |
| 敷マット | 50 | 50 | 移動式炊飯器 | 2 | 1 | 懐中電灯 | 10 | 3 |
| 担架 | 4 | 2 | 非常用食糧（缶入り） | 1,500 | 180 | 発電機 | 2 | 1 |
| 三角巾 | 200 | 50 | パルプ製食器 | 1,500 | 200 | 投光器 | 2 | 1 |
| 災害用トイレ | 10 | 2 | 割箸 | 1,500 | 400 | コードリール | 2 | 1 |
| 災害時テント | 10 | 2 | 炊出し用袋 | 2,000 | 2,000 | リヤカー | 3 | 1 |
| ワンタッチパーテーション | 10 | 2 | 携帯ラジオ | 10 | 3 | 燃料缶 | 1 | 1 |

その他、駅北庁舎に生理用品を備蓄。 | R3実施事業 |
| 16 | 【新規】土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧表 | ①資料16「土石流危険渓流一覧表」、資料17「急傾斜地崩壊危険箇所調書」及び資料18「地すべり危険箇所調書」を削る。②新たに資料16として【別紙４】のとおり加える。 | 県防災計画との整合 |
| 17 | 多治見市の気象統計 | ①次のとおり加える。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 気温（℃） | 降水量（㎜） | 風向・風速（m/s） |  |
|  | 平均 | 最高 | 最低 | 合計 | 日最大 | 平均 | 最大風速 | 最大瞬間風速 |  |
|  | 風速 | 風向 | 風速 | 風向 |  |
|  | 2021 | 令和3年 | 15.8 | 40.6 | -7.3 | 2041.5 | 141.5 | 1.2 | 8.9 | 西 | 16.2 | 東南東 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 | 最新情報に更新 |
| 18 | ヘリコプター緊急離着陸場 | 修正なし |  |
| 19 | 水防倉庫資材一覧表 | 修正なし |  |
| 20 | 令和３年度重要水防箇所（国土交通省） | ①資料名称を「令和３年度重要水防箇所（国土交通省）」に改める。 |  |
| 21 | マンホールトイレ（下部受入口）整備状況一覧 | 次のとおり加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定避難所 | 個数 |
| 南姫中学校 | ９ |

 | R3実施事業 |